

平成27年第2回定例会（6月議会）
建設部 提出資料（6月22日提出）

建設委員会

【議案関係】

- 都市計画課 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について 1
- 建築住宅課 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について 5

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

平成27年6月22日
都市計画課

1 改正理由

県立中央公園及び県立北欧の杜公園の運営を指定管理者が主体的に行うことができるようにするため、利用料金制を導入する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県立中央公園又は県立北欧の杜公園の管理を行う指定管理者（以下「特定指定管理者」という。）が行う業務に、行商、募金その他これらに類する行為等をしようとする者が受けなければならない許可等に関する業務を加える。
- (2) 特定指定管理者は、(1)の許可を受けた者及び管理する都市公園の公園施設に係る使用の許可を受けた者から利用料金を自己の収入として収受するとともに、利用料金の承認に関する手続等について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

(利用料金の承認については、この条例の施行前にも行うことができる。)

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第三章 雑則（第十三条―第二十六条） 第四章 罰則（第二十七条―第二十九条） 略</p> <p>（指定管理者の業務） 第二十条 指定管理者（第一号にあつては、秋田県立中央公園又は秋田県立北欧の杜公園の管理を行う指定管理者（以下「特定指定管理者」という。）に限る。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 第四条第一項又は第三項の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行爲の中止、原状回復及び退去の命令に関する業務</p> <p>二・三 略</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、前条の規定により都市公園（秋田県立中央公園及び秋田県立北欧の杜公園に限る。第二十二条において同じ。）の管理を指定管理者に行わせる場合における当該都市公園の管理についての第四条の規定の適用については、同条（第四項を除く。）中「知事」とあるのは、「特定指定管理者」とする。</p> <p>（利用料金の收受）</p>	<p>目次 略</p> <p>第三章 雑則（第十三条―第二十二條） 第四章 罰則（第二十三条―第二十五條） 略</p> <p>（指定管理者の業務） 第二十条 指定管理者</p> <p>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務</p> <p>2 略</p>

第二十二條 第十九條の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条の二の規定により公園施設に係る使用の許可を受けた者及び第二十条第三項の規定により読み替えて適用される第四条第一項各号に掲げる行為の許可を受けた者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第十四条から第十七条まで及び第二十八条の規定は、当該許可を受けた者については、適用しない。

(利用料金の承認)

第二十三條 利用料金は、特定指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表第三号並びに別表第四号(□)及び(○)の規定を基準として定められていること。

二 第二十条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 特定指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該都市公園において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第二十四條 特定指定管理者は、特別の理由があると認めるときは

、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第二十五条 特定指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、特定指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により公園施設を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第二十六条 略

(罰則)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者に、五万円以下の過料を科する。

- 一 略
- 二 第四条第一項又は第三項（これらの規定を第二十条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けないで第四条第一項各号に掲げる行為をした者
- 三 略

第二十八条・第二十九条 略

別表（第十四条、第二十三条関係）

一～四 略

第二十二條 略

(罰則)

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者に、五万円以下の過料を科する。

- 一 略
 - 二 第四条第一項又は第三項の規定
 - 三 略
- よる許可を受けないで同条第一項各号に掲げる行為をした者に

第二十四條・第二十五條 略

別表（第十四條 關係）

一～四 略

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

平成27年6月22日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

県営住宅及び共同施設の効率的かつ効果的な運営を図るため、指定管理者の管理を行わせることができる県営住宅及び共同施設の範囲を拡大する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせることができる県営住宅及び共同施設を、県内全ての県営住宅及び共同施設とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

- 平成28年4月1日から施行する。
(2の(2)については、公布の日から施行する。)

<参考>

指定管理者に管理を行わせることができる県営住宅及び共同施設の範囲

現 在	改正後
秋田地域振興局管内の県営住宅及び共同施設	県内全ての県営住宅及び共同施設

新	旧
<p>(普通県営住宅の入居者の資格)</p> <p>第七条 普通県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の規則で定める者(次条第二項において「老人等」という。))にあつては第二号から第四号まで、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十九条に規定する居住制限者(次条第二項において単に「居住制限者」という。))にあつては第三号及び第四号、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第五条第一項第一号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)第十八条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者(次条第二項においてこれらを「被災者」という。))にあつては当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間に限り第三号及び第四号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第五十一条 県営住宅及び共同施設の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p>	<p>(普通県営住宅の入居者の資格)</p> <p>第七条 普通県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の規則で定める者(次条第二項において「老人等」という。))にあつては第二号から第四号まで、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十九条第一項に規定する居住制限者(次条第二項において単に「居住制限者」という。))にあつては第三号及び第四号、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第五条第一項第一号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)第十八条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者(次条第二項においてこれらを「被災者」という。))にあつては当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間に限り第三号及び第四号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第五十一条 別表第一に掲げる県営住宅(県営萩の台住宅、県営獅子ヶ森住宅、県営芝童森住宅、県営梵天住宅、県営高森住宅、県営船場町住宅、県営吉沢住宅、県営朝日が丘住宅及び県営倉内住宅並びに県営花岡改良住宅を除く。以下この章において同じ。))及び共同施設(県営萩の台住宅集会所、県営獅子ヶ森住宅集会所、県営芝童森住宅集会所、県営梵天住宅集会所、県営船場町住宅集会所、県営朝</p>

別表第一(第二条
一〇三略 関係)

別表第一(第二条、第五十一条関係)
一〇三略

日が丘住宅集会所、県営朝日が丘住宅駐車場及び県営倉内住宅駐
車場を除く。以下この章において同じ。)の管理は、法人その他
の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」とい
う。)に行わせることができる。